

2020年9月

会員各位

日本テクニカルアナリスト協会
事務局

災害被災者に対する年会費免除について

今年5月15日から7月31日までの集中豪雨による被害において、激甚災害指定とする政令が公布・施行されました。

これらの地域で被災された皆様には、心よりお見舞い申し上げます。

昨年より、当協会では大規模自然災害で被災された会員の皆様を対象に、生活再建への負担を少しでも軽減するべく、1年間に限定して、年会費のお支払いを免除する制度を発足しました。

つきましては、下記の要件に該当する会員の皆様からの来年度の「年会費免除申請」をお受けすることになりましたので、ご連絡申し上げます。

記

1. 「年会費免除申請に必要な要件」

2020年5月以降で「激甚災害に対処するための特別財政援助等に関する法律」（通称：激甚法）に基づいて、内閣府が指定する全国規模での「激甚災害」により被災された方、ないし「局地激甚災害」に指定された地域に居住する会員で、いずれも市町村が発行する「罹災証明書」の交付を受けた方。

2. 申請方法

上記1.の要件に該当する会員で年会費の免除を希望する会員は以下の書類を当協会事務局に提出する。

- (1) 年会費免除申請書（協会 HP 会員ページ各種書式ダウンロード）
- (2) 罹災証明書（コピー可）

3. 年会費免除期間

災害発生時の翌年度1年間（翌年4月1日から翌々年3月31日の1年間）

以上

【用語解説】

「激甚災害」

地震や風雨などによる著しい災害のうち、被災地域や被災者に助成や財政援助を特に必要とするもの激甚災害法(1962年成立)に基づいて政令で指定される。全国規模で災害そのものを指定する「激甚災害指定基準による指定(本激)」と市町村単位で指定する「局地激甚災害指定基準による指定(局激)」の2種があり、中央防災会議が定めた「激甚災害指定基準」「局地激甚災害指定基準」に基づいて判断される。激甚災害に指定されると、国により災害復旧事業の補助金の上積みがなされる。90年、激甚災害法が改正されて基準の大幅な引き下げが行われ、以降毎年激甚災害指定がなされている。

「罹災証明書」

火災・風水害・地震などで被災した家屋や事業所などの被害の程度を証明する書類。市町村が自治事務として現地調査を行い発行するもので、全壊・大規模半壊・半壊・一部損壊・全焼・半焼・床上浸水・床下浸水・流出などの区分で被害の程度を認定する。被災者生活再建支援金や災害復興住宅融資などの被災者支援制度の適用を受ける際や損害保険の請求などを行う際に必要となる。

【年会費免除申請書】(様式概要)

申込日 年 月 日

日本テクニカルアナリスト協会
理事長 殿

年会費免除申請書

私は、日本テクニカルアナリスト協会（以下、「NTAA」という）の定める年会費納入が下記理由により困難なため、20 年の年会費免除を申請いたします。
罹災証明書を添付させていただきますのでご確認ください。

ふりがな										
氏名(自署)										
会員番号										
日中連絡先										
申請内容										

【協会使用欄】

理事長	事務局長	総務部長	業務部長	事務助

202009

※左の書式をダウンロード後、印刷願います。

※送付先住所

〒103-0026
東京都中央区日本橋兜町3-3
日本テクニカルアナリスト協会
事務局

TEL : 03-5847-2231
(平日 9 : 00 ~ 17 : 00)

MAIL : office@ntaa.or.jp